絶滅 のおそれのある野生動植物 の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

絶滅 \mathcal{O} おそれ のある野生動 植 物 の種 の保存に関する法律 (以 下 「法」という。) 第六条第二 項第四号の

政令で定める卵及び種子として、 クロ ツラヘラサギ等の卵及びハナナズナ等の種子を追加すること。

(第二条関係)

法第四 条第三項の政令で定める国内希少野生動植 物種として、 オリイコキクガシラコウモ リ等 を追 加 す

ること。

三

(別表第一関係)

法第四 [条第五] 項の政令で定める特定第 種国内 希 少野生動植物種として、 ヒュウガヒ 口 ハテンナン シ 彐

ウ等を追加すること。

(別表第三関係)

法第四· 条第六項の政令で定める特定第二種国内希少野生動植物種として、 トウキョウサンショウウオ等

を指定すること。

匹

(別表第四関係)

五 その他所要の規定の整備を行うこと。

六 ک 0) 政令 は、 令和二年二月十日から施行すること。ただし、 第七条第一 項の改正規定は、 公布 0 日から

施行すること。